



現代から振り返りかえると、明治初年の王政復古にもなつて国民教化の中核にすえられた神道が、教化の方法を模索した激動の時代だったかと思ひます。神宮大麻もその国民教化の一つでしたので、そのお取り扱いについては、変遷があります。その制度の変遷を申し述べ、神宮大麻の意義を再確認していただくことが、一五〇年を迎える今年あらためて行う事だと思ひます。それはまた、今の宗教法人下の時代のなかで、神社界としてどのようなあるべきかを問い直す機会でもあると思ひます。

### ①神宮改革

慶応四年王政の復古は、国の有り様を、それまでの幕藩体制から王政への復古を目指しました。その基本理念は、「神武創業の始め」を基本とすること。そのために諸制度を一新して、「祭政一致」の政治制度にもどすことがうたわれています。そのために神祇官の再興が仰せ出されています。祭政一致の詔（慶応四年一八六八）年三月）

「此度王政復古、神武創業ノ始ニ被為基、諸事御一新、祭政一致之御制度ニ御復被遊候ニ付テハ、先第一神祇官御再興」

これをうけて同年の明治元年には神祇官を復興し、明治二年七月には宣教使をおきます。明治三年には「大教宣布の詔」がだされ、挙国一致の体制のための国民教化、すなわち国を挙げての神道を基本にした教化がおこなわれることとなります。

「今や天運循環、百度維れ新なり。宜しく治教を明らかにし、以て惟神の大道を宣揚すべきなり」

こうして明治になり「国民教化」、すなわち神道に基づく国民教化がおこなわれることとなります。神社に対する考え方は、明治四年五月に「神社の儀は国家の宗祀にて、一人一家の私有にすべきに非ざるは勿論の事」とされました。

明治四年七月には伊勢の神宮において国家管理とする制度改革がおこなわれ、職制、祭典行事、経営方法などが大きく変更されました。それまでの職制は伝統的な家柄でその役割が決められていました。禰宜、権禰宜、大物忌父などあらゆる職掌は、内宮と外宮で異なり、両宮が別々に祭典を奉仕し現在のようにな務めることはありませんでした。改革に際し、一端全神職が解雇されてしまします。今回のとりあげる神宮大麻の問題にしても、御師の時代に全国に頒布し

ていた神札が明治四年に突然なくなつた後に創設されたものです。

神宮のもう一つ大きな改革は御師制度の廃止です。御師とは、神宮の神主が全国各地に信者をもち（檀家）、毎年神札を配布し、伊勢参宮を勧め、伊勢の信仰を全国各地に広めた立役者でした。御師は神宮内に確たる制度の根拠となるものはなく、伊勢信仰を広める過程で伊勢から派遣された人々です。神宮の神札は、本来は神宮の祭典に使用した祓具を包んで授与したものが始まりですが、各神宮神主がこの御師に請け負わせて全国津々浦々に配布していました。今のようない角い神札（神宮大麻）にして配布するようになったのは、明治四年の改革以降のものです。

### ②神宮神社をとりまく教化活動

神宮大麻の頒布の変遷を申し述べる前に、明治四年の神宮改革以後の動きを述べておかなければなりません。

伊勢の神宮では、明治四年七月に神宮司庁が設置された。明治五年に教導職養成の組織として「神宮教院」がおかれ、各地に神宮教会がおかれました。明治十五年には神宮教導職分離により神宮教院と神宮司庁が分離され、一部

は教派神道となるとともに、明治三十二年には財団法人神宮奉斎会となりました。この神宮教院は、教導の機関であるとともに、各地の神社、神職、教導職などが連携して、神宮教化活動の一端を担いました。また愛国講社やのちの神風講社、それまでの伊勢講の講社を再編する役割もありました。その教導の一環として「邪教」の防御やキリスト教対策であった一面もあつたようです。またこの組織の運営費は、神宮大麻の初穂料でまかなわれていました。

また政府は明治五年に神仏による合同教導をおこなう場として「大教院」を創設し全国に支部を配置します。しかしながら神仏との教化の違いにより明治八年に大教院は解散。それを引き継いだのが神道事務局です。その神道事務局の一部が明治十五年に皇典講究所となり神職養成機関の役割も担うこととなります。國學院大学の前身となったものです。

また明治三十一年には神宮とは直接関係ありませんが「全国神職会」が結成され、のちに大日本神祇会となります。昭和二年から、この機関を通じて全国の神社から神宮大麻が頒布される

ことになりました。これら神宮奉斎会、皇典講究所、大日本神祇会により戦後、神社本庁が設立されました。

### ③神宮大麻の意義

神宮改革の明治四年十二月に、神宮大宮司は大麻頒布がされないことにより「辺境の人民等終に崇敬の道を閉塞する姿となりもうすべきやも計りがたく」海内遍頒給様いたしたく」との主旨で神祇省宛に誓願をし、許可を得て神宮大麻頒布が許されることとなりました。その際に、現在のような「天照皇大神宮」とされ、それまで無かった朱の雲形御璽と大神宮司の印が捺されます。それまでのお祓い大麻とは違った神札として奉製されました。

明治五年四月一日、大宮司北小路随光により、内宮中重で神宮大麻御璽奉行式がおこなわれ、祝詞には「天皇の大命もちて天の益人等に朝に夕に皇大御神の大前を慎敬ひ拝令め給ふとして今年より始めて畏き大御璽を天の人民の家々に漏れ落ちる事なく頒給はむとす」とあります。

このような経緯で新設された神宮大麻ですが、その意義については、大きく三種類あるとされます。①お祓い大

麻(儀礼上)、②ご神体(信仰者としての意義)、③大御璽(国民教化の意義)。このような複数の意義があることは、とりもなおさず、今振り返った神宮のお神札の歴史や、とりまく制度の変遷によると考えられます。そのため頒布大麻と神宮社頭での授与大麻とに混乱がしばしば見られてきたのです。そのため明治三十二年に、それぞれ公的(頒布大麻)なもの私的(授与大麻)な意義が区別され、祝詞もそのように別けられています。しかしその後問題が残ったのは、神札銘が全く同じだったことや、戦後、授与大麻が劍祓から角祓に変更になり、見分けがつかなくなったことも一因かと思えます。

以上のような変遷はありながらも、今日的な意義としても、神社本庁の本宗たる伊勢の神宮を中心とした神道教化の目的は、「高天原神話に源を発するわが民族の信仰伝統を正しく継承」するため、「天皇と神社神道という、斯道にとつて根幹となす部分」として伝えていくことです。神宮大麻こそその象徴であるということができます。現代の様々な宗教とは異なり、日本の歴史文化の伝統を

守り伝える皇室を中心とした神社神道として、神宮大麻の意義を再認識すべきかと思えます。

行事予定

二月

七日 第二十回神道政治連盟時局  
対策連絡会議 於自民党本部

八日 初任神職研修会(〜九日)  
於神社庁

十一日 建国記念祭 於護國神社

東松浦地区西支部建国記念  
の日奉祝式典

於玄海町民会館

十五日 神青会役員会 於神社庁

十六日 第五回教化委員会 於神社庁

十七日 佐嘉神社・松原神社祈年祭

十九日 第十一回教育関係神職協議  
会九州地区研修会

(〜二十日) 於武雄市

二十四日 第十九回神道政治連盟九州  
各県本部長・幹事長・事務  
局長会 於宮崎県

二十八日 神社庁神宮大麻暦頒布終了

奉告祭 於平和会館

役員会 於神社庁

三月

二日 神社庁支部長会 於神社庁

神社庁協議員会 於平和会館

五日 神宮大麻暦頒布終了祭

春季頒布推進会議 於神宮

六日 祐徳稻荷神社例祭

七日 九州地区神社庁長・参事会  
於福岡県

九日 理事予定者会 於神社庁

十一日 東日本大震災慰霊復興祈願  
祭 於護國神社

十五日 千栗八幡宮祈年祭

十七日 神社庁長会 於本庁

二十三日 役員会

新旧役員会 於神社庁

二十五日 神社総代会役員・支部長会  
於神社庁

二十八日 総代会評議員会 於平和会館

九州地区教化連絡会議  
於熊本県

※注 赤字は中止(又は延期)となった  
もの



事務連絡

令和四年一月五日附総神発第二号  
神社本庁総長名・神社庁長宛

▼新型コロナウイルス感染症への対処  
方法の再確認について

此度、包括下神社において初のクラス  
ター感染(集団感染)事例が確認されま  
した。

当該神社においては、換気や密の回避、  
手指の消毒といった基本的な対策を行  
つてみたにも拘らず感染したやうであ  
り、感染力が強いとされる変異株の流行  
が始まるなど、再び感染拡大の兆候が見  
られますので、祭祀の厳修に留意しつ  
つ感染対策に遺漏のないやう、左記の通知  
をあらためて確認戴くと共に、万一感染  
者が発生した場合には速やかに貴庁へ  
報告するやう管内神社に対し御指導願  
ひます。

記

一、新型コロナウイルス感染症の発生に  
伴ふ神社の対応について

(総神発第九五号・令和二年二月二十  
日附、神社本庁総長名・都道府県神社  
庁長宛)

一、新型コロナウイルス感染症への対応

について

(総神発第一一四号・令和二年二月二十八日附、神社本庁総長名・都道府県神社庁長宛)

一、新型コロナウイルス感染症発生時における対応について

(総神発第一一五五号・令和二年三月二十四日附、神社本庁総長名・都道府県神社庁長宛)

一、神社における新型コロナウイルス感染症対策ガイドラインについて

(総神発第五七〇号・令和二年十月二日附、神社本庁総長名・都道府県神社庁長宛)

一、神社における新型コロナウイルス感染症対策ガイドラインの改訂について

(総神発第六九〇号・令和二年十一月十七日附、神社本庁総長名・都道府県神社庁長宛)

一、神社施設における換気環境の調査結果について

(総神発第七七〇号・令和二年十二月二十二日附、神社本庁総長名・都道府県神社庁長宛)

以上

令和四年一月七日附総神発第四号

神社本庁総長名・神社庁長宛

### ▼管内神社における火災予防について

標記の件、昨年末より失火によると思はれる社務所の火災が連続してをり、中には神職の人命に関はる事案も確認されてゐます。

つきましては、管内神社関係者に、

昭和六十一年一月二十日附通達第一号「火災の防止について」及び昭和六十三年五月十七日附通達第三号「火災・盗難防止について」(『神社本庁規程類集』参照)をあらためて御確認の上、早期に火災防止の対策を講じられるやう、周知方をお願い申し上げます。

また毎年、放火と疑はれる不審火が火災の原因の多くを占めてをりますので、警察当局との更なる協力体制の下で犯罪防止に万全を期されると共に、万一神社で火災が起きた際には、三月以内を目途に神社被害報告書(神社庁経由の上)を提出するやう、管内神社に御指導願ひます。

以上

令和四年一月七日附研修発第七号の二  
神社本庁総合研究所長名・神社庁長宛

### ▼令和四年直轄研修開催の件

標記の件、別添「神社本庁総合研究所公示」の通り開催しますので、各研修の開催に際しては、左の点留意され、受講者を御推薦願ひます。

記

(一) 新型コロナウイルス感染症対策を念頭に置いて開催することを御諒承下さい。

(二) 新型コロナウイルス感染症の各第防止に向けて、別添公示に記載の通り対応して参りますが、感染症の流行状況等によつては研修を中止する場合お充分にあり得ますので、予め御諒承願ひます。

(三) 従前に比べ、受入れ人数を制限してゐることから、申込者が超過すると予想されます。

入所申込書(本紙)が神社本庁に到着した時点を以て受付とし、事前の電話・ファックス・メール等での予約は受付けませんので、予め御諒承下さい。

(四) 指導神職研修・中堅神職研修については、特に希望者が多く見込まれますので、当面の間、各県一名の参加を原則とします。

(五) 明階基礎研修・正階基礎研修について、県内で複数名の希望者がある場合は、必ず優先順位を付した上で推薦されますようお願いいたします。

(六) 指導者養成研修等については改めて通知及び公示をしますのと併せて御承知置き下さい。

(七) 『月刊若木』令和四年二月号、及び「神社新報」令和四年一月十七・二十四日発行号の紙面に本件公示を予定してをりますので、御承知置き下さい。

以上

令和四年一月十一日附本奉発第三号  
神社本庁総長名・神社庁長宛

▼令和三年度春季「親子参宮団」の中止について

標記の件、例年企画を推奨してをります「親子参宮団」につきまして、令和三年度夏季実施分に続き令和四年の

春季実施分についても、未だ新型コロナウイルス感染症の終息が見えぬ状況ですので、中止せざるを得ないと判断致しました。

つきましては、貴庁管内へその旨御周知の程宜しくお願い申し上げます。

以上

令和四年一月十七日附

一般財団法人神道文化会会長名・推薦委員宛

▼神道文化会表彰の推薦方御依頼について

一、期限 令和四年三月十五日迄

一、規程(抄)

(一) 多年神道文化高揚に精励し、その功績拔群なる個人もしくは団体

(二) 神道文化に関する学術研究において、その功績の顕著なるもの

(三) 神道ならびに神社に関する広報・教化活動において、その功績顕著なるもの

(四) 神道関係団体において、その活動が優秀なるもの

(五) 神道文化高揚のため功労あるもの

※(二)〜(四)に該当するものについては、規定の用紙及び資料(出版物など)や活動報告書等が必要となります。

詳しくは神社庁までお尋ね下さい。

令和四年一月十七日附

一般財団法人神道文化会会長名・推薦委員宛

▼神道芸能普及受給者の推薦方御依頼について

一、期限 令和四年三月末日

一、規程(抄)「神道芸能」について

(一) 歴史的民族的に神道及び神社と関わりある音楽ならびに舞踊(その他これに類するものを含む・以下同じ)

(二) 神道行事に関わる音楽ならびに舞踊

(三) 神社祭祀に関わる音楽ならびに舞踊

(四) 神道文化昂揚普及に関わる音楽ならびに舞踊

一、申請書類について

①該当団体について

・団体名(及び代表者)

・設立年月日

・住所(事務局)

・活動概要

- ② 過去三年間の活動状況
  - ③ 他の補助金の状況
  - ④ 普及費の主な使用目的
- 右記①～④が分かるよう作成下さい。  
詳しくは神社庁までお尋ね下さい。

令和四年一月二十八日附総神収第一号  
神社本庁総長名・神社庁長宛

▼高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物等の発見事例の提供等について

標記の件、ポリ塩化ビフェニル(PCB)廃棄物の処分については、政府がテレビや新聞等での公告により周知を行ってゐますが、「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法(PCB特別措置法)」が平成二十八年八月に改正されたことに基づき、濃度別及び地域別に定められた期限内に処分せねばならず、期限を過ぎると事実上処分が出来なくなると共に、厳格な管理のもと保管せねばならなくなり、罰則も設けられてゐます。

此度、文化庁宗務課から日本宗教連盟を通じて別紙の通り、管理する施設内で高濃度PCB廃棄物を保管してゐ

ないか等の確認と処分手続きの周知について依頼がありました。

神社においては、変圧器やコンデンサーなどの電気機器を参集殿や会館、社務所等で使用してゐる事例の他、昭和五十二年三月までに建築・改修された建物に業務用・施設用の蛍光灯・水銀灯等の照明器具の安定器(昭和三十一年一月から昭和四十七年八月までに国内で製造されたもの)を使用してゐる事例などが想定されます。

ついては、参考資料として提供のあった「ポリ塩化ビフェニル(PCB)使用製品及びPCB廃棄物の期限内処理に向けて」「掘り起こし調査等における高濃度PCB廃棄物等の発見事例」「計画的処理完了期限後に発見された継続保管事例」のパンフレットを添へて通知致しますので、管下神社に対し御周知下さるやうお願い申し上げます。

以上

※詳しくは同封の通知(写)※宮司のみ及び、環境省・経産省のホームページ等を御覧下さい。

令和四年一月二十八日附総神収第三一号

神社本庁総長名・神社庁長宛

▼文化庁が実施する「宗教法人の行う事業に関する調査」の回答期限延長について

標記の件、令和三年十二月十日附総神収第七七六号を以てお知らせしました、文化庁が実施する「宗教法人の行う事業に関する調査」については、その回答締切が延長されて本年二月末日迄となり、その旨の周知と回答への協力依頼が日本宗教連盟を通じてありましたので、当該文書(写)を添付してお知らせ致します。

つきましては、貴庁管内の調査対象神社に周知戴き度く、宜しく願ひ申し上げます。

以上

※宮司には当該文書(写)同封。

◆◆教化委員たより◆◆

千栗八幡宮禰宜 東 孝澄

二年ほど前、祈年祭も終わり境内の賑やかさも落ち着き少しづつ温かくなり始めた三月末日のこと、宮司と二人で翌月一日にある月次祭の為に境内を掃除していたときに、突然けたたましいカラスの鳴き声と共に「あ！やられた！」という参拝者の声が聞こえました。ふと本



■七郎神社宮司 百枝 直人

佐賀県多久市北多久町

兼ねて中尾神社宮司に任ずる

佐賀県多久市北多久町

兼ねて立山社宮司に任ずる

令和四年二月一日

■金立神社祓宜 阿久津 奈美恵

佐賀県佐賀市金立町

金立神社宮司に任ずる

令和四年二月一日

■金立神社宮司 阿久津 奈美恵

佐賀県佐賀市高木瀬町

兼ねて天満神社宮司に任ずる

佐賀県佐賀市金立町

兼ねて金立神社下宮宮司に任ずる

佐賀県佐賀市金立町

兼ねて住吉神社宮司に任ずる

佐賀県佐賀市大和町

兼ねて妙見神社宮司に任ずる

佐賀県佐賀市大和町

兼ねて國分神社宮司に任ずる

佐賀県佐賀市大和町

兼ねて眞島神社宮司に任ずる

佐賀県佐賀市大和町

兼ねて城崎神社宮司に任ずる

佐賀県佐賀市大和町

兼ねて印鑰神社宮司に任ずる

佐賀県佐賀市大和町

兼ねて北村神社宮司に任ずる

佐賀県佐賀市高木瀬町

兼ねて長瀬天満神社宮司に任ずる

令和四年二月一日

【承認】

■規則変更(境内神社創立)

■建物模様替

鏡神社 唐津市鏡一八二七鎮座

令和四年一月二十一日附

【御垣内特別参拝許可願申請報告】

■武雄神社宮司 武雄 哲司

・参拝日 皇大神宮

令和四年一月二十二日

豊受大神宮

令和四年一月二十一日

・員数

朝日I&Rホールディングス(株)代表取締役

野畑 龍彦 他八名

伊勢神社宮司 古川 和生

・参拝日 皇大神宮

令和四年一月三十日

豊受大神宮

令和四年一月三十日

・員数

佐賀市議会議員

平原 嘉徳 他一名

寄贈書籍等目録及び御芳名

自 令和四年 一月 一日

至 全年 一月三十一日

・飛梅 令和四年冬号

太宰府天満宮社務所 様

・熊本県神社庁報 第一六八号

熊本県神社庁長官崎國忠 様

・鶴戸 vol.九三

鶴戸神宮社務所 様

・いや比古 第三〇六号

彌彦神社社務所 様

・浪速文叢 第三三三号

一般財団法人大阪国学院理事長 渡邊紘一 様

・庁報 不盡 第一四一号

静岡県神社庁 様

・砥鹿 第一四〇号

砥鹿神社社務所 様

- ・長崎縣神社廳報 第八一号 長崎県神社庁 様
- ・國見 第二二二二号 長崎県神社庁 様
- ・令和三年度 第一九回茨城の神社と祭り 写真コンテスト入賞作品集 茨城県神社庁 様
- ・お明神さま 第二四四号 三嶋大社 様
- ・富が岡 No.一〇三 富岡八幡宮社務所 様
- ・しおがまさま 第一八七号 志波彦神社鹽竈神社社務所 様
- ・樽前山 第九九号 樽前山神社社務所 様
- ・高知県神社庁報 第八四五号 高知県神社庁 様
- ・景仰 第六八号 常盤神社宮司寺内義興 様
- ・廳報新潟 第一二四号 新潟県神社庁 様
- ・石清水 第一二二一号 石清水八幡宮宮司田中恆清 様
- ・あゝ楠公さん 第一四号 湊川神社宮司垣田宗彦 様
- ・みやしろ 第一七四号 石川県神社庁 様
- ・石川うじせい 第六号 石川県氏子青年連合会 様
- ・むすび 第一五七号 生田神社 様
- ・東神 No.一〇一三 奉祝記念誌『令和の御代をことほぐ』 東京都神社庁 様
- ・香取 第一一九号 香取 第一二〇号 香取神宮崇敬会 様
- ・平安楽土 第八七号 平安神宮社務所 様
- ・霧島山 第一四七号 霧島神宮社務所 様
- ・靖國 第七九八号 靖國神社 様
- ・あしかひ 第一二〇号 大阪府神社庁 様
- ・相模 第五二七号 寒川神社社務所 様
- ・みつみね山 第二五五号 三峯神社社務所 様
- ・木國 第五八号 和歌山県神社庁 様
- ・結成五十周年記念誌 神道政治連盟和歌山県本部 様
- ・二葉 No.一四六 広島県神社庁 様
- ・三重県神社庁報 第一四四号 三重県神社庁 様
- ・山形縣神社廳 廳報 第一四五号 山形県神職保護司会 様
- ・山形県神職保護司会 設立三〇周年記念会報 山形県神社庁 様
- ・徳島県神社庁報 第一七一号 徳島県神社庁 様
- ・庁報かながわ 第一一九号 神奈川県神社庁 様
- ・長崎県神職保護司会 創立三十周年記念誌 長崎県保護司会 様
- ・國學院大學学報 No.七〇八 國學院大學 様
- ・北海道神社庁報 第一二六三号 北海道神社庁 様
- ・埼玉県の伊勢講 埼玉県の伊勢講 鈴木智之 様

**支部役員改選報告関係  
神社庁定例表彰内申関係など**

提出忘れが無いよう御注意!